

処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の32の2第5項
処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定の取消し
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）
処 分 基 準：都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は、別添1「運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定制度の運用について（通達）」（令和4年3月2日付け警察庁丙運発第4号ほか）及び別添2「運転免許取得者等教育（更新時講習同等課程及び高齢者講習同等課程）の運用について（通達）」（令和4年3月2日付け警察庁丙運発第5号）のとおり。
問 合 せ 先：警察本部運転免許課（電話022-373-3601）
備 考：